

令和6年度 アルコール検知器導入促進助成金交付要綱

令和6年3月19日制定

一般社団法人兵庫県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）に所属する会員事業者が、ドライバーの飲酒の有無を確認するため、一定基準を満たしたアルコール検知器（以下「検知器」という。）を事業年度中に新品を購入した機器購入価格の一部を助成することにより、飲酒に起因する交通事故の根絶を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 検知器は日時を含む検査結果を記録媒体へ出力する事が可能な機能を有する機器を助成対象とする。

- 1 記録は連続的な履歴の取得が可能であること
- 2 申請受付期間内に検知器本体を新品で購入し、検知器本体の導入が完了していること及び支払い処理が完了していること
- 3 検知器本体以外のマウント台類・ソフトウェア類・オプション類・消耗品類・接続設置費用・メンテナンス費用・配送設置費用・保守費用等は助成対象外とする。
- 4 申請機器に関して他の助成金との併用は対象外とする
- 5 リース取引・レンタル取引・割賦取引・手形取引での購入は対象外とする

(助成額及び上限)

第3条 交付額は、機器購入価格（消費税除く）の1/2（千円未満は切捨て）とし、15万円を上限とする。また、事業年度中に1回までの交付を限度とし、上限台数は一事業者あたり1台までとする。

但し、助成対象機器と同等な機能を有する携帯型（又は「ハンディタイプ」と言う）を購入した場合は、事業年度中に1回までの交付を限度とし、一事業者あたりの上限台数は指定なく、購入台数分の機器購入価格（消費税を除く）総合計の1/2（千円未満は切捨て）且つ15万円を上限として助成対象とする。

(助成金の申請手続き)

第4条 会員事業者は、検知機を導入後、様式1「令和6年度 アルコール検知器導入促進助成金交付申請書」に必要事項を記入の上、下記の書類を添付し、受付期間までに兵ト協に提出するものとする。

- 1 機器名・型式が明記された請求書の写し
- 2 支払い処理が完了した事を証明する領収証等の写し

但し、兵ト協が助成金要件の確認の為、取扱説明書等を求めた場合は該当書類

(受付期間)

第5条 申請受付は令和7年3月7日をもって終了するものとする。

但し、受付期間内であっても、予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

(助成金の交付)

第6条 兵ト協は、会員事業者から第4条の「令和6年度 アルコール検知器導入促進助成金交付申請書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請事業者に対して助成金を交付する。

(財産処分の制限)

第7条 会員事業者は、交付対象の機器が導入の日から起算して1年を経過するまでは譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合は、この限りではない。

(報告)

第8条 兵ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(附則)

第9条 本要綱は、令和6年4月1日より適用する。